

卷之三

卷之三

六條

本組合に左の機関を出立
大蔵
二) 財政委員会

中華書局影印

七條

(一) 大會
(二) 執行委員会
(三) 常任執行委員會
大會を以て本組合の最高機關とす。一七年憲法制定後は本組合の重要事項を協議し、併し組合員の三分之二以上の

出席者あらがいは同種才藻とぞ存す。

十八條

大倉は執行委員会の必要と認めた場合又は組合員の一人以上の請求ありたる場合は階層開催することを要す。

第九條

古今圖書集成

新行年が暮今公は大會より大會に至る間休講御諭の機会を
難能と云ふ事多は極名とし大會に於て選舉し新易従

六
十
條

官傳

卷之三

10

10

卷之三

第六條

卷之三

卷之二

本會の決議事項並報する所の如キ

水
十三

卷之三

7

萬行無更長。常任難以窮易。晉書曰。蓋絕世
之才也。

才十五歳、難行委員長は本隊今昔代表として一綱事務を統轄する所
在の地也す。